

甲賀市水口町三本柳における浸水警戒区域の指定について

○浸水警戒区域とは

- 「滋賀県流域治水の推進に関する条例」の第13条に基づき指定し、将来にわたって安心して住める水害に強い地域とするため、新築、増改築される住居の2階が浸水しないかなどについて、県が確認を行う区域のことです。
- 通常2階の床面高は地盤から3m程度であることから、200年確率降雨時に概ね3m以上の浸水が予想されるエリアを区域指定します。
- 区域の指定にあたっては、地域の方とともに、住民の避難を考える「そなえる」対策と、安全な住まい方に転換することにより被害を最小限に「とどめる」対策を実施し、「水害に強い地域づくり計画」を作成の後、関係者の理解を深めるプロセスを十分繰り返した上で、指定の手続に入ります。

○水口町三本柳での浸水警戒区域の指定について

- 水口町三本柳では平成27年度から地域の方々と取組を進め、今年度、避難計画を含む「水害に強い地域づくり計画」を作成・更新を行いました。
- 野洲川地域安全協議会での協議、条例に基づく区域指定案の縦覧、関係者意見聴取、滋賀県流域治水推進審議会での審議等を経て、3月18日に浸水警戒区域を指定しました。
- 指定後は、区域内で住居や社会福祉施設等を新築、増改築する際に、浸水に対する安全性の確認のために、滋賀県に建築許可申請を行う必要があります。

